

株 主 各 位

証券コード 2424
(発送日) 2024年10月9日
(電子提供措置の開始日) 2024年10月4日
名古屋市中村区名駅二丁目36番20号
アイムビル4F
株式会社ブラス
代表取締役社長 河合 達明

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第21回定時株主総会招集ご通知

拝 啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.brass.ne.jp/corporate/ir/meeting.html>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ブラス」又は「コード」に当社証券コード「2424」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年10月29日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月30日（水曜日）午前11時

2. 場 所 名古屋市中村区名駅二丁目37番7号
ブルーレマン名古屋
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第21期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが当該書面は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会計監査人の状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進み、インバウンド効果による国内消費の回復もあり、景気も緩やかな持ち直しの動きが見られましたが、長期化するロシア・ウクライナ情勢に加えて中国の景気不安や中東情勢の緊迫化などの地政学リスクに伴う資源価格の上昇、金融資本市場の変動など、先行きは不透明な状況が続いております。

当ウエディング業界におきましても、少子化の進展・結婚適齢期人口の減少を背景に、挙式・披露宴件数は緩やかな減少傾向にあります。一方で、ハウスウエディングの需要は底堅く推移し、挙式・披露宴にかかる費用は年々増加傾向にあります。また、カップルの結婚式に対する考え方が多様化する中で、さまざまなニーズに応じたサービスが提供され、市場は安定しております。当社は経営理念「それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式を創る」に基づき、当期においても1組1組のお客様と真摯に向き合い、丁寧に結婚式を創り続けてまいりました。当連結会計年度の挙式・披露宴の実施組数は3,025組（前連結会計年度比94.0%）、単価に関しては引き続き好調を維持したことで、4,015千円（前連結会計年度比100.4%）となりました。

当連結会計年度における当社グループは、挙式・披露宴が概ね計画通り実施できたことに伴い、売上高、営業利益及び経常利益においても当初の計画に沿って堅調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は12,726,515千円（前連結会計年度比4.0%減）、営業利益は454,319千円（前連結会計年度比61.3%減）、経常利益は488,160千円（前連結会計年度比59.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は275,052千円（前連結会計年度比61.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,123,459千円であります。その主なものは、新店舗開設において、「オリーブアリア」に448,325千円、「ビー・ドレッセ大阪店」に173,267千円及び「スタジオアロウズ名古屋」に130,506千円、レンタル用衣裳に151,932千円の投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

運転資金及び新規出店などの成長投資に充てることを目的として、銀行借入により、2,305,000千円の資金を調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

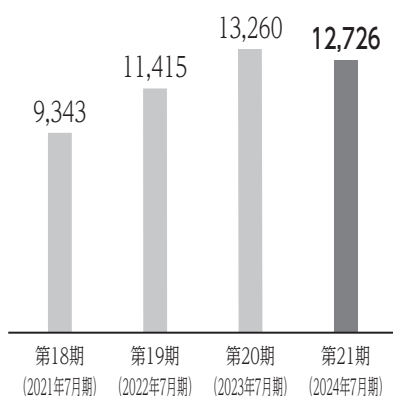
区 分	第 18 期 (2021年7月期)	第 19 期 (2022年7月期)	第 20 期 (2023年7月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2024年7月期)
売 上 高(千円)	－	－	13,260,522	12,726,515
経 常 利 益(千円)	－	－	1,201,285	488,160
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益(千円)	－	－	722,125	275,052
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	－	－	132円87銭	51円08銭
総 資 産(千円)	－	－	11,140,429	10,814,905
純 資 産(千円)	－	－	3,628,510	3,788,450

(注) 第20期より連結計算書類を作成しているため、第19期以前の各数値については記載しておりません。

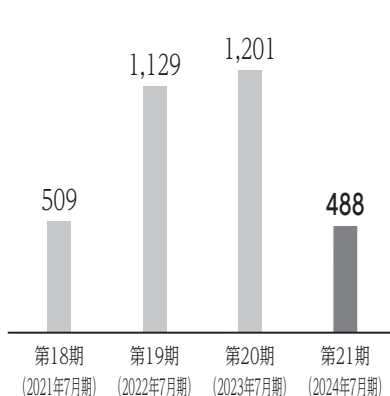
② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2021年7月期)	第 19 期 (2022年7月期)	第 20 期 (2023年7月期)	第 21 期 (当事業年度) (2024年7月期)
売 上 高(千円)	9,343,894	11,415,969	13,190,060	12,570,977
経 常 利 益(千円)	509,547	1,129,253	1,231,780	561,164
当 期 純 利 益(千円)	169,612	734,765	766,869	348,398
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	30円02銭	131円06銭	141円11銭	64円70銭
総 資 産(千円)	11,682,156	11,764,901	11,127,090	10,690,922
純 資 産(千円)	2,491,305	2,983,823	3,728,953	3,964,510

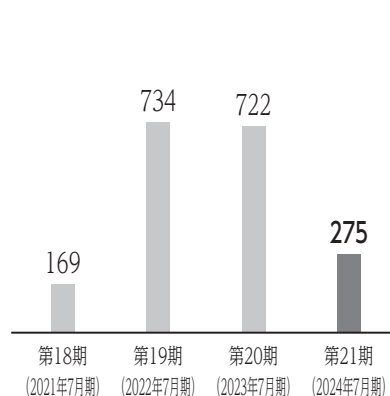
売上高 (単位：百万円)



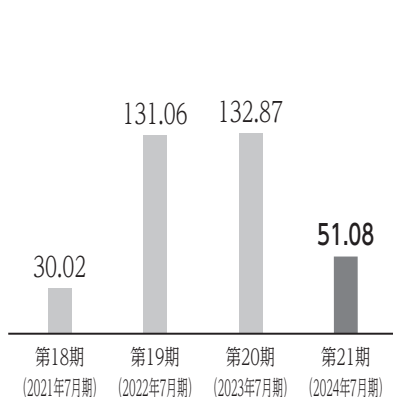
経常利益 (単位：百万円)



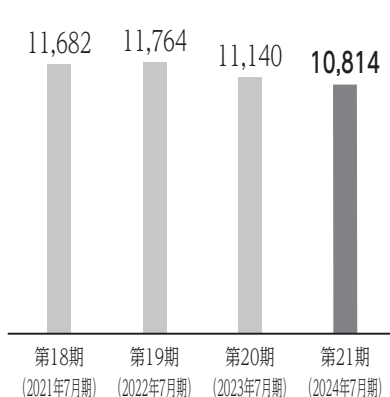
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



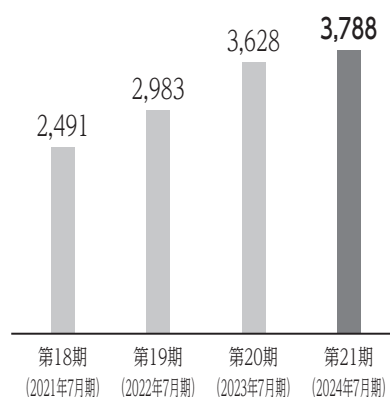
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



(注) 当社グループは、前連結会計年度（第20期）より連結計算書類を作成しておりますので、第19期以前については、当社単体の状況を記載しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
BRASS USA INC.	430,000 米ドル	100%	ハワイウエディングのプロデュース、手配代行事業等
株式会社lyrics	50,000 千円	100%	映像・写真・グラフィックデザイン事業等
株式会社アロウブライト	3,000 千円	100%	フォトスタジオの運営等
株式会社be family	9,500 千円	100%	結婚相談所の運営等

(注) 当連結事業会計年度に設立した株式会社be familyを追加しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、日本国内の少子高齢化や未婚率の増加などを背景に、挙式・披露宴実施組数の減少は避けられない状況であります。しかしながら、オリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウエディングの市場は、広く支持を集めております。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウエディングへ進出しているほか、受注競争の激化、少人数挙式の需要増等、業界における企業間の競争はますます激しくなると認識しております。

このような状況下において、当社がハウスウエディング事業を核に、中長期的に企業価値を高めていくために、当社は下記の事項を主な課題として取り組んでいく方針です。

① 出店について

当社は、東海エリアを中心に24会場を展開しておりますが、競争力の高いゲストハウスの展開は当社事業の根幹であり、出店条件や地域の特異性等、当社が対象とする顧客層を考慮した上で、店舗の採算性並びに資金繰りを検討し、出店候補地を決定しております。今後は建設コストの高騰を踏まえM&A等の出店戦略の多様化を図りながら、より効率的な店舗展開を進めていくことが重要な課題と認識しております。

② 人材の確保と育成

当社の主役ともいべきウェディングプランナーは新卒の採用を主体として、育成していく方針です。入社後は定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに対応できる接客力を向上させておりますが、スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、事業展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めてまいります。

③ 衛生管理の強化

当社の各会場は、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、食品衛生責任者を配置しております。また、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っております。今後も法改正等に対応しながら、更に衛生管理体制を強化してまいります。

④ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社では、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるため、また、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。今後においても、管理部門の拡充、内部監査体制の充実及び監査役、監査法人との連携等を通して、更なる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑤ 結婚式クオリティ強化を前提とした内製業務の推進

当社の主な内製業務は、婚礼料理の調理、ドレスショップの運営及び写真・映像制作です。これらの内製事業への経営資源、人的資源の投入により弊社の結婚式クオリティは堅持されております。今後は内製範囲を広げ結婚式クオリティを更に引き上げ、他社との更なる差別化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年7月31日現在）

当社は直営店型ハウスウェディング事業の経営を主な事業としております。

(6) 主要な営業所 (2024年7月31日現在)

① 本社

愛知県名古屋市中村区名駅二丁目36番20号

② 営業所

都道府県	店舗数	店舗名	
愛知県	10	ルージュ：ブラン (一宮市) ブルー：ブラン (岡崎市) ブラン：ベージュ (安城市) ルージュアルダン (豊橋市) ヴェルミヨンバーグ (名古屋市)	オランジュ：ベール (日進市) ブルーレマン名古屋 (名古屋市) マンダリンポルト (常滑市) アージェントパルム (豊田市) クルヴェット名古屋 (名古屋市)
岐阜県	1	ヴェールノアール (羽島市)	
三重県	3	ミエルクローチェ (鈴鹿市) ミエルココン (津市)	ミエルシトロン (四日市市)
静岡県	5	マンダリンアリュール (浜松市) ラピスコライユ (静岡市) アールオランジュ (浜松市)	ラピスアジュール (静岡市) オリゾンブルー (沼津市)
大阪府	2	ブランリール大阪 (大阪市)	ブルーグレース大阪 (大阪市)
京都府	1	アトールテラス鴨川 (京都市)	
滋賀県	1	オリーブアリア (長浜市)	
千葉県	1	アコールハーブ (船橋市)	

③ 子会社

会社名	地区
BRASS USA INC.	米国ハワイ州ホノルル
株式会社 lyrics	愛知県名古屋市
株式会社 アロウブライト	静岡県浜松市 愛知県名古屋市
株式会社 be family	愛知県名古屋市

(7) 従業員の状況 (2024年7月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
563名 (1,335名)	21名増 (130名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、アルバイト及びパートタイマーは () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
520名 (1,321名)	9名増 (124名増)	28.4歳	5.6年

(注) 従業員数は就業員数 (子会社等への出向者43名は除く) であり、アルバイト及びパートタイマーは () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年7月31日現在)

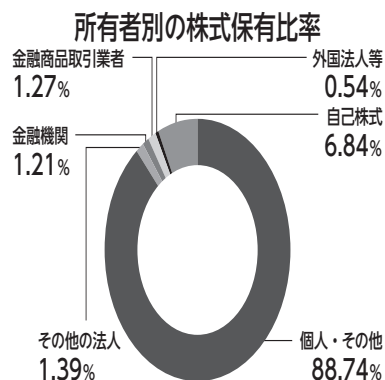
借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,318,121千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	451,800千円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	364,070千円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	278,884千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	258,083千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,709,300株
 (自己株式390,639株含む)
 (3) 株主数 5,040名
 (4) 大株主（上位10名）



株 主 名	持株数	持株比率
河 合 達 明	2,722,200株	51.18%
河 合 智 行	308,700株	5.80%
ブ ラ ス 社 員 持 株 会	184,200株	3.46%
吉 岡 裕 之	151,000株	2.84%
高 木 眞 之 介	57,200株	1.08%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	49,300株	0.93%
金 室 貴 久	42,200株	0.79%
牧 秀 光	40,000株	0.75%
山 本 文 彦	39,500株	0.74%
細 川 和 豊	29,600株	0.56%

- (注) 1. 当社は自己株式を390,639株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式（390,639株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
 該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 合 達 明	
専 務 取 締 役	河 合 智 行	管理本部担当
取 締 役	鷲 野 真	事業本部担当
取 締 役	酒 井 康 成	
取 締 役	山 田 美 典	公認会計士山田美典事務所所長 税理士山田美典事務所所長 株式会社東海理化電機製作所社外監査役 トリニティ工業株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	東 健 作	
監 査 役	岩 村 豊 正	岩村公認会計士事務所代表 監査法人コスモス代表社員
監 査 役	大 井 直 樹	若山・大井総合法律事務所共同代表

- (注) 1. 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたっての独立性に関する基準及び方針を定めております。選任にあたっては、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。なお、役員指名の決定プロセスは、メンバーの過半数を独立役員（社外取締役、社外監査役）で構成する指名諮問委員会において審議し、客観的かつ公正性の確保に努めております。
2. 専務取締役河合智行氏は、当社代表取締役社長河合達明氏の弟であります。
3. 取締役山田美典氏は、社外取締役であります。
4. 監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏は、社外監査役であります。
5. 取締役酒井康成氏及び山田美典氏、監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏の5氏は、以下のとおり、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役酒井康成氏は税理士及び公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役山田美典氏は税理士及び公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役東健作氏は経営学修士及び法務博士（専門職）の資格を有しております。
 - ・監査役岩村豊正氏は公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役大井直樹氏は弁護士の資格を有しております。
6. 当社は、社外取締役山田美典氏、社外監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、取締役会及び監査役会において、知識・経験・能力等のバランスと多様性を確保することが重要であると認識しております。当社が特に重要と考えるスキルと各取締役及び監査役の専門性・見識・経験を踏まえ、当社がその能力を十分に発揮することを期待する項目（●）は以下のとおりであります。スキルについては、取締役会及び監査役会に求められる機能、経営戦略との整合性及び事業特性の観点から特定をしております。なお、各取締役及び監査役が有する全ての専門性・見識・経験を示すものではありません。

	氏名	地位	企業経営	財務 会計	法務 リスク 内部統制	営業 マーケ ティング	ESG サステナ ビリティ	IT DX	人事 労務
取 締 役	河合 達明	代表取締役 社長	●			●	●		●
	河合 智行	専務取締役	●	●	●			●	
	鷲野 真	取締役	●			●	●		●
	酒井 康成	取締役	●	●					
	山田 美典	社外取締役	●	●	●				

	氏名	地位	企業経営	財務 会計	法務 リスク 内部統制	営業 マーケ ティング	ESG サステナ ビリティ	IT DX	人事 労務
監 査 役	東 健作	社外監査役 (常勤)		●	●			●	
	岩村 豊正	社外監査役	●	●	●				
	大井 直樹	社外監査役			●				●

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役酒井康成氏、社外取締役山田美典氏、社外監査役東健作氏、社外監査役岩村豊正氏及び社外監査役大井直樹氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2017年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

- ・短期及び中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬制度とする。
- ・当社が重視する経営理念に基づき、職務・業績貢献及び経営状況等に見合った報酬管理を行う。
- ・客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定し、ステークホルダーから信頼される報酬制度とする。

b. 報酬構成の概要

- ・当社の役員報酬は「確定額報酬」が個人別の報酬等の額の全部を占める。

c. 報酬水準

- ・取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用のうえ、同業（結婚式業）・同規模（時価総額・営業利益等にて選定）他業種の企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、相対比較及び検証をして決定する。

d. 報酬の決定プロセス

- ・取締役の報酬等の決定プロセスは、メンバーの過半数を独立役員（社外取締役、社外監査役）で構成する報酬諮問委員会において、会社の業績や経済情勢、個々の職責及び実績、過去の支給実績等を踏まえて審議し、客観的かつ透明性の確保に努めております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	144,200 (3,300)	144,200 (3,300)	—	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,890 (13,890)	13,890 (13,890)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	158,090 (17,190)	158,090 (17,190)	—	—	8 (4)

- (注) 1. 当社の役員報酬については、株主総会決議により、取締役及び監査役の報酬等の限度額を決定しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2004年9月20日開催の第1回定時株主総会において年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役員数は3名（うち社外取締役は1名）です。当事業年度において報酬諮問委員会を2023年8月18日に開催し、2023年9月14日の取締役会にて報告しております。それを踏まえて株主総会で承認された報酬総額の範囲内で2023年10月25日の取締役会にて審議及び決定しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2004年9月20日開催の第1回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。各監査役の報酬等については、会社の業績や経済情勢、個々の職責及び実績、過去の支給実績等を踏まえて監査役で協議し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で決定しております。
4. 取締役会は、代表取締役社長河合達明に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役山田美典氏は、公認会計士山田美典事務所所長及び税理士山田美典事務所所長を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
 - ・社外監査役岩村豊正氏は、岩村公認会計士事務所代表及び監査法人コスモス代表社員を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
 - ・社外監査役大井直樹氏は、若山・大井総合法律事務所共同代表を兼職しております。なお、若山弁護士は当社の顧問弁護士であり、当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役山田美典氏は、株式会社東海理化電機製作所社外監査役及びトリニティ工業株式会社社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 山田美典	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的な知識と長年の企業監査において培われた幅広い見識を有しており、取締役会では経理・財務的見地から適切な助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役 東健作	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。また、監査役会14回全てに出席いたしました。 経営学修士及び法務博士（専門職）を取得しており、銀行・証券会社での海外勤務や共済機構で監査業務を担うなど、経営に関する豊富な業務経験と見識を有していることから、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。 また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。監査役会においては、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 岩村豊正	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。また、監査役会14回全てに出席いたしました。 公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有していることから、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。 また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。監査役会においては、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 大井直樹	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。また、監査役会14回全てに出席いたしました。 弁護士であり、法律に関する豊富な業務経験と高度かつ専門的な知識を有していることから、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するため発言を行っております。 また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。監査役会においては、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、当期純利益の概ね10%を目標に実施してまいります。

自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当期の剰余金の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、1株当たり配当金として、前期6円から1株当たり2円増配し、8円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,122,278	流動負債	3,233,171
現金及び預金	1,635,688	買掛金	247,502
売掛金	30,702	短期借入金	200,000
商 品	91,756	1年内返済予定の長期借入金	1,259,784
仕 掛 品	13,251	未払金	500,127
貯 蔵 品	79,538	未払費用	119,838
その他の	275,737	未払法人税等	342
貸倒引当金	△4,396	未払消費税等	8,109
固定資産	8,692,424	契約負債	862,204
有形固定資産	7,023,188	その他の	35,263
建物	5,305,729	固定負債	3,793,283
構築物	325,442	長期借入金	2,792,854
機械及び装置	18,916	長期未払金	248,350
車両運搬具	2,551	退職給付に係る負債	173,526
工具、器具及び備品	322,978	資産除去債務	463,550
土地	1,026,206	その他の	115,000
建設仮勘定	21,364	負債合計	7,026,455
無形固定資産	72,062	(純資産の部)	
ソフトウェア	67,714	株主資本	3,785,240
その他の	4,348	資本金	100,000
投資その他の資産	1,597,173	資本剰余金	1,009,817
差入保証金	556,428	利益剰余金	2,985,334
長期前払費用	96,498	自己株式	△309,910
繰延税金資産	936,101	その他の包括利益累計額	3,209
その他の	8,144	為替換算調整勘定	3,209
繰延資産	202	純資産合計	3,788,450
開業費	202	負債純資産合計	10,814,905
資産合計	10,814,905		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連 結 損 益 計 算 書

(2023年 8 月 1 日から)
(2024年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	12,726,515
売 上 原 価	4,206,164
売 上 総 利 益	8,520,351
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,066,031
営 業 利 益	454,319
営 業 外 収 益	53,525
受 取 利 息	26
受 取 賃 貸 料	47,109
そ の 他	6,389
営 業 外 費 用	19,685
支 払 利 息	18,892
そ の 他	793
経 常 利 益	488,160
特 別 損 失	9,206
固 定 資 産 売 却 損	3
固 定 資 産 除 却 損	9,202
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	478,954
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	189,789
法 人 税 等 調 整 額	14,112
当 期 純 利 益	275,052
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	275,052

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,132,987	流 動 負 債	3,166,540
現金及び預金	1,612,549	買掛金	243,822
売掛金	28,755	短期借入金	200,000
商品	91,216	1年内返済予定の長期借入金	1,218,252
貯蔵品	78,996	未払金	495,208
前払費用	103,287	未払費用	111,808
未収還付法人税等	19,048	契約負債	856,579
その他	203,611	その他	40,868
貸倒引当金	△4,478	固 定 負 債	3,559,871
固 定 資 産	8,557,934	長期借入金	2,562,913
有 形 固 定 資 産	6,863,244	長期未払金	248,172
建物	5,161,172	退職給付引当金	170,235
構築物	325,006	資産除去債務	463,550
機械及び装置	18,916	その他	115,000
車両運搬具	787	負 債 合 計	6,726,412
工具、器具及び備品	309,789	(純 資 産 の 部)	
土地	1,026,206	株 主 資 本	3,964,510
建設仮勘定	21,364	資本金	100,000
無 形 固 定 資 産	71,122	資本剰余金	1,009,817
ソフトウェア	66,774	資本準備金	514,556
その他	4,348	その他資本剰余金	495,261
投資その他の資産	1,623,567	利 益 剰 余 金	3,164,604
関係会社株式	22,520	その他利益剰余金	3,164,604
出資金	50	繰越利益剰余金	3,164,604
差入保証金	544,386	自 己 株 式	△309,910
関係会社長期貸付金	141,412	純 資 産 合 計	3,964,510
長期前払費用	93,311	負 債 純 資 産 合 計	10,690,922
繰延税金資産	936,101		
その他	8,038		
貸倒引当金	△122,254		
資 産 合 計	10,690,922		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2023年 8 月 1 日から
2024年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,570,977
売 上 原 価		4,334,978
売 上 総 利 益		8,235,999
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,711,965
営 業 利 益		524,033
営 業 外 収 益		64,567
受 取 利 息	25	
受 取 賃 貸 料	47,109	
そ の 他	17,432	
営 業 外 費 用		27,436
支 払 利 息	17,201	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9,281	
そ の 他	952	
経 常 利 益		561,164
特 別 損 失		9,206
固 定 資 産 売 却 損	3	
固 定 資 産 除 却 損	9,202	
税 引 前 当 期 純 利 益		551,958
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	189,446	
法 人 税 等 調 整 額	14,112	203,559
当 期 純 利 益		348,398

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月17日

株式会社プラス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 浩 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内 田 宏 季
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プラスの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月17日

株式会社プラス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加 藤 浩 幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 田 宏 季

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラスの2023年8月1日から2024年7月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月18日

株式会社プラス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	東 健作	㊞
社外監査役	岩村 豊正	㊞
社外監査役	大井 直樹	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営目標の一つとして認識しており、財政状態・経営成績・事業計画等を勘案した上で、株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、前期末配当より2円増配することとし、1株につき8円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円 総額は42,549,288円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年10月31日

以 上

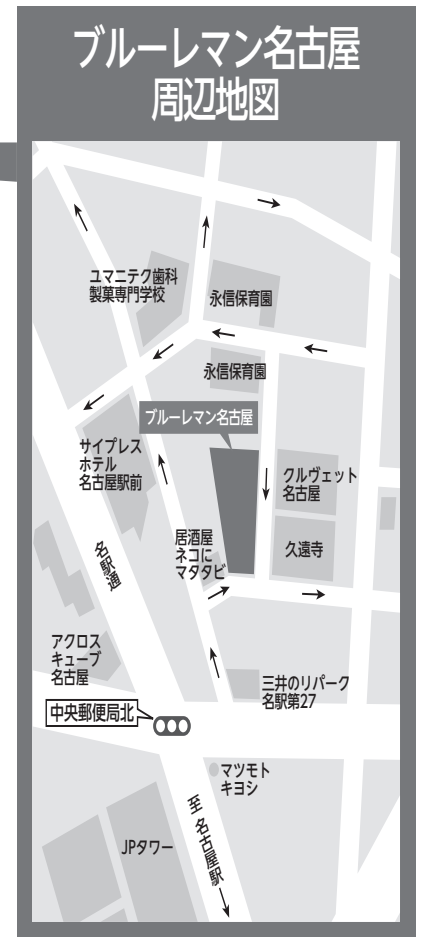
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



BRASS | SMILE AND TEARS

ブルーレマン名古屋

〒450-0002 名古屋市中村区名駅二丁目37番7号

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



第21回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

「会計監査人の状況」

- 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

- 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第21期

(2023年8月1日から2024年7月31日まで)

株式会社プラス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会での決議内容の概要は以下のとおりであります。

- ① **当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役への周知・徹底を行っております。
 - ・「コンプライアンス管理規程」を制定し、当社及び当社子会社の役員及び使用人へ継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行っております。
 - ・「内部通報窓口に関する規程」を制定し、問題の早期発見に努めております。
- ② **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ・「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理しております。
 - ・取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしております。
 - ・各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示することとしております。
 - ・個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人及び特定個人情報等取扱規程」を明示し、周知徹底を行っております。
- ③ **当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努めております。
 - ・リスク管理委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行っております。
 - ・緊急事態発生の際には、緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努めております。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、「定款」及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催しております。
 - ・業務分掌・職務権限・稟議に関する「決裁規程」を制定し、効率的に職務の遂行を行っております。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命することとしております。
 - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を得るものとしております。
- ⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他法令に違反する事項を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとしております。
 - ・監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができるものとしております。
- ⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社の監査役への報告を行った当社及び当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知徹底しております。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は、当該請求に係る費用又は債務を適切に処理することを規程に明記しております。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図っております。
- ・ 監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、意思の疎通を図っております。
- ・ 監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができるものとしております。

⑩ **当社及び当社子会社の反社会的勢力への対応**

- ・ 「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、総務部を対応統括部署として、反社会的勢力の排除を推進しております。
- ・ 平素から外部専門機関と密接な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対応する体制を整備しております。

⑪ **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・ 当社は当社子会社にその事業方針、事業計画、営業成績、財務状況、決算等経営状況、その他重要な事項について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて主管部門が確認及び指導しております。
- ・ 当社及び当社子会社にとって重要な事項は必要に応じて当社の取締役会にて決議しております。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ・ 「取締役会規程」をはじめとする社内規程を制定し、取締役及び使用人が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度における取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ・ 株主総会や取締役会、経営会議等の議事録及び稟議書、会計帳簿、契約書等の重要文書については、法令及び社内規程に基づき、主管部署において適切に保存・管理されております。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・「リスク管理規程」に基づき、平時は各部署においてリスクの発生を未然に防止する施策を講じるとともに、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対してはリスク管理委員会が的確に対処する体制を敷いております。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会の開催に際して、取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料を事前通知しております。また取締役会を毎月1回の定時開催に加えて、必要に応じて臨時に開催しており、案件の重要度に応じた迅速かつ効率的な業務執行を図っております。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・該当事項はありません。
- ⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、社内規程に従って書面もしくはBRASSLINEを介して監査役に報告をしております。
- ⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役へ前号の報告があった場合は、報告をした者に対して不利益にならないよう守秘義務を遵守しながら、調査・是正等を行っております。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行っております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 使用人は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。

⑩ 当社及び当社子会社の反社会的勢力への対応

- ・ 契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

⑪ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は当社子会社から事業方針、事業計画、営業成績、財務状況、決算等経営状況について適宜報告を受け、重要事項については取締役会において決議しております。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から)
(2024年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	1,009,817	2,746,640	△229,676	3,626,781
当期変動額					
剰余金の配当			△32,607		△32,607
親会社株主に帰属する 当期純利益			275,052		275,052
自己株式の取得				△80,234	△80,234
連結子会社の決算期変 更に伴う変動			△3,750		△3,750
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	238,693	△80,234	158,459
当期末残高	100,000	1,009,817	2,985,334	△309,910	3,785,240

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,729	1,729	3,628,510
当期変動額			
剰余金の配当			△32,607
親会社株主に帰属する 当期純利益			275,052
自己株式の取得			△80,234
連結子会社の決算期変 更に伴う変動			△3,750
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,480	1,480	1,480
当期変動額合計	1,480	1,480	159,940
当期末残高	3,209	3,209	3,788,450

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4 社
- ・主要な連結子会社の名称
BRASS USA INC.
株式会社lyrics
株式会社アロウブライト
株式会社be family

当連結会計年度において、2023年10月24日に設立した株式会社be familyを連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は7月31日であり連結決算日と一致しております。

連結財務情報のより適正な開示を図るため、当期より株式会社アロウブライトについては決算日を7月31日に変更しております。この変更により、当期は、当該連結子会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの12カ月間の業績を連結しております。なお、2023年7月1日から2023年7月31日までの1カ月間の損益については、連結貸借対照表の「利益剰余金」に直接計上しており、連結株主資本等変動計算書の「連結子会社の決算期変更に伴う変動」として表示しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては５年間で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約に基づき挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う義務を負っております。その対価には変動対価に該当するものではなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。

取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。これは挙式の施行により、商品の引き渡し及びサービスの提供が完了し、顧客から取引対価の支払を受ける権利を得ていると判断できるためであります。但し、一部の商品については納品が挙式日後となることから、納品の時において充足するとしております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を利用しております。

ニ. ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	7,023,188
無形固定資産	72,062
減損損失	—
(うち、有形固定資産から生じた減損損失)	(—)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として、店舗別に固定資産のグルーピングを行っております。

また、当社子会社グループの減損会計の適用にあたって、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りには、挙式等の施行件数（以下「施行件数」という。）の過去実績及び現状の受注件数を基に策定された将来の施行件数、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって平均単価が概ね一定であると仮定して算出しております。

しかしながら、当該算出方法、仮定について想定と異なる事態が生じた場合、翌連結会計年度以降の当社の業績を変動させる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	10,109千円
建物	533,827
土地	394,510
計	938,446

② 担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	342,118
長期借入金	889,584
計	1,431,702

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,788,877千円

(3) 財務制限条項

① 当社グループが締結した金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されており、決算期末時点の「有利子負債倍率：有利子負債/〔税引後利益＋減価償却費－（設備投資金額－新規出店に関わる投資額（出店に準ずるリニューアル投資を含む））〕」が15倍を超えた場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	75,000千円
長期借入金	25,000
計	100,000

② 当社グループが締結した金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されており、下記のいずれかに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

イ) 2022年7月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期又は2021年7月決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上の金額に維持すること。

ロ) 2022年7月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書における営業損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと（なお、初回の判定は、2021年7月期及び2022年7月期の数値を用いて行われる）。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	16,640千円
長期借入金	—
計	16,640

(4) 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金及び設備投資資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	300,000千円
借入実行残高	200,000
差引額	100,000

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,709,300株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年10月25日 定時株主総会	普通株式	32,607	6	2023年7月31日	2023年10月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年10月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議 予 定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年10月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	42,549	8	2024年7月31日	2024年10月31日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に出店や社宅に関わる賃貸借契約等に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、長期未払金は主に設備投資を目的としたものであり、償還日等は決算日後、最長で9年11ヶ月後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、管理部が顧客ごとに期日及び残高を管理することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、定期的に金利の動向を把握し、短期・長期、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでリスクの軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①差入保証金	556,428	513,743	△42,684
資産計	556,428	513,743	△42,684
①長期借入金 (1年内返済予定を含む)	4,052,638	3,991,347	△61,291
②長期未払金 (1年内返済予定を含む)	310,393	305,887	△4,506
負債計	4,363,032	4,297,234	△65,798

- (*1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」(1年内返済予定の長期未払金を除く)については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。
- (*2)「1年内返済予定の長期借入金」「1年内返済予定の長期未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,635,688	—	—	—
売掛金	30,702	—	—	—
差入保証金	32,378	28,650	169,031	185,547
合計	1,698,769	28,650	169,031	185,547

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	513,743	—	513,743
資産計	—	513,743	—	513,743
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	3,991,347	—	3,991,347
長期未払金 （1年内返済予定を含む）	—	305,887	—	305,887
負債計	—	4,297,234	—	4,297,234

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等、適正な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはウェディング事業の単一セグメントであり、顧客等の契約から生じる収益の大部分が挙式・披露宴施行に伴うものであるため、収益の分解情報の記載を省略しております。

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主として国内の顧客に対してウェディング事業を行っており、顧客との契約に基づき挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う義務を負っております。その対価には変動対価に該当するものではなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。

取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

通常、挙式に関する対価は挙式日前に前受金として受領しておりますが、挙式日後の受領に関しても、受注後概ね 1 ヶ月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。これは挙式の施行により、商品の引き渡し及びサービスの提供が完了し、顧客から取引対価の支払を受ける権利を得ていると判断しているためであります。但し、映像商品やアルバムなど一部の商品については納品が挙式日後となることから、納品の時において充足するとしております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	56,499
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	30,702
契約負債（期首残高）	892,850
契約負債（期末残高）	862,204

契約負債は、顧客との契約において、挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供前に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は859,978千円であります。また、当連結会計年度に契約負債が30,646千円減少した主な理由は、映像商品やアルバムなどの一部の商品が納品されたことによる前受金の減少であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	712円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	51円08銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から)
(2024年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	100,000	514,556	495,261	1,009,817	2,848,813	2,848,813	△229,676	3,728,953	3,728,953
当期変動額									
剰余金の配当					△32,607	△32,607		△32,607	△32,607
当期純利益					348,398	348,398		348,398	348,398
自己株式の 取得							△80,234	△80,234	△80,234
当期変動額合計	—	—	—	—	315,791	315,791	△80,234	235,556	235,556
当期末残高	100,000	514,556	495,261	1,009,817	3,164,604	3,164,604	△309,910	3,964,510	3,964,510

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては5年間で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約に基づき挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う義務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務也没有せん。

取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。これは挙式の施行により、商品の引き渡し及びサービスの提供が完了し、顧客から取引対価の支払を受ける権利を得ていると判断できるためであります。但し、一部の商品については納品が挙式日後となることから、納品の時において充足するとしております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	6,863,244
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に記載している内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,750,852千円

(2) 関係会社に対する債権債務	短期金銭債権	25,988千円
	長期金銭債権	141,412千円
	短期金銭債務	25,005千円

(3) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	10,109千円
建物	533,827
土地	394,510
計	938,446

② 担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	342,118
長期借入金	889,584
計	1,431,702

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金及び設備投資資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	300,000千円
借入実行残高	200,000
差引額	100,000

(5) 財務制限条項

① 当社が締結した金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されており、決算期末時点の「有利子負債倍率：有利子負債/〔税引後利益＋減価償却費－（設備投資金額－新規出店に関わる投資額（出店に準ずるリニューアル投資を含む））〕」が15倍を超えた場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	75,000千円
長期借入金	25,000
計	100,000

② 当社が締結した金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されており、下記のいずれかに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

イ) 2022年7月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期又は2021年7月決算期に係る借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上の金額に維持すること。

ロ) 2022年7月期以降の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書における営業損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと（なお、初回の判定は、2021年7月期及び2022年7月期の数値を用いて行われる）。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	16,640千円
長期借入金	—
計	16,640

(6) 債務保証

下記の関係会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。

株式会社lyrics	14,500千円
株式会社アロウブライト	210,505
計	225,005

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業費用	201,014千円
	営業取引以外の取引による取引高	11,118千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	274,639	116,000	—	390,639

6. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記(2)」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	15,214千円
減価償却超過額	550,796
減損損失	368,591
退職給付引当金	58,616
資産除去債務	159,613
その他	96,592
繰延税金資産小計	1,249,425
評価性引当額	△237,022
繰延税金資産合計	1,012,403
繰延税金負債	
未収還付事業税	△2,943
資産除去債務に対応する除去費用	△73,358
繰延税金負債合計	△76,301
繰延税金資産の純額	936,101

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

役員（個人の場合に限る）等

種類	会社等の 名称又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	期末 残高 (千円)
役員	河合 達明	当社 代表取締役	直接 51.18	債務 被保証	賃貸借契約に対 する債務被保証	—	—

（注）不動産賃貸借契約に対して、債務保証を受けており、当事業年度の支払家賃は3,906千円であります。また、保証料の支払いは行っておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	745円40銭
(2) 1株当たり当期純利益	64円70銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。